

平成27年川俣町議会第6回臨時会会議録

平成27年川俣町議会第6回臨時会は、5月1日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1 番 村上源吉君	2 番 高橋道弘君	3 番 高橋真一郎君
4 番 鳴原利光君	5 番 高橋道也君	6 番 菅野清一君
7 番 斎藤博美君	8 番 菅野意美子君	9 番 新関善三君
10 番 菅野正彦君	11 番 佐藤喜三郎君	12 番 五十嵐謙吉君
13 番 高野善兵衛君	14 番 石河清君	15 番 遠藤宗弘君
16 番 黒沢敏雄君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古川道郎君	副 町 長	伊藤智樹君
総務課長	佐藤広一君	企画財政課長	佐藤真寿夫君
町民税務課長	羽賀洋一君	会計管理者	高野誠市君
保健福祉課長	丹野雅直君	建設水道課長	斎藤和弘君
原子力災害対策課長	宮地勝志君	産業課長	寺島喜美夫君
教育委員長	佐藤捷善君	教 育 長	神田紀君
教 育 次 長	佐藤修一君	生涯学習課長	増賀喜芳君
総務課長補佐	大内彰君		

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 高橋清美 書 記 長 岡健一

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

町長提案要旨の説明

- 議案第 50号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第9号 川俣町税条例の一部を改正する条例)
- 議案第 52号 羽田産業団地造成工事請負契約の締結について
- 議案第 53号 西部工業団地造成工事請負契約の締結について

◎開会及び開議の宣告

○議長（黒沢敏雄君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、平成27年第6回川俣町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 本日は、大分気温も上がっておりますので上着を脱がれる方は脱いで結構です。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において、7番議員 斎藤博美君、8番議員 菅野意美子君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期、議事運営について、議会運営委員長から報告いたします。石河議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河 清君） 皆さん、おはようございます。本日の平成27年第6回議会臨時会開催に当たり、4月28日に議会招集の告示がございました。したがって、28日に議会運営委員会を開催し、町当局から臨時会における付議事件の概要について報告を求め、議事日程等について審議をいたしました。その結果、本臨時会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

議事の日程であります。町長から提案要旨の説明を受けた後、付議事件3件について、審議・採決を行うことといたしました。議員各位のご協力をお願いをいたしまして、報告といたします。

○議長（黒沢敏雄君） ただいま報告した日程でご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第3、町長から提案要旨の説明を求めます。町長。

ここで提案要旨を配付いたします。（提案要旨配付）

○町長（古川道郎君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成27年第6回川俣町議会臨時会を開催するに当たりまして、議員の皆様には大変お忙しい中ご参集を賜りましたことに心から御礼を申し上げます。

本臨時会に提出いたします案件は、専決処分いたしました川俣町税条例の一部を改正する条例につきまして報告を行い、その承認をいただく議案が1件、議会の議決に付すべき契約の議案である羽田産業団地造成工事請負契約と西部工業団地造成工事請負契約の2件をあわせて、議案3件でございます。

初めに、議案第50号の専決第9号、川俣町税条例の一部を改正する条例につま

しては、社会保障税番号制度の導入に伴う改正や、地方税法、法人税法等の改正により、町税条例の改正が必要となり、地方税法の一部を改正する法律が、平成27年4月1日に施行されたことに伴いまして、専決処分により本条例を改正し施行したもので、その報告を行い、承認を求めるものでございます。

議案第52号、羽田産業団地造成工事請負契約の締結について及び議案第53号、西部工業団地造成工事請負契約の締結についての2つの議案は、それぞれの団地の敷地造成工事の工事請負契約を締結するための案件でございます。今週月曜日の4月27日に工事の入札を行いまして、落札業者と仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約の条例規定により、提案いたしますものでございます。

なお、議案第51号につきましては、今回提案しないこととさせていただきます。これは、町マイクロバス購入に係る動産の取得議案でございましたが、入札を執行し、落札業者を決定した後、改めて議案として提出させていただきますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上が提出議案の主な内容でございます。詳細につきましては、各担当課長に説明をいたさせていただきますので、ご審議の上、可決を賜りますよう、お願いを申し上げまして、提案要旨の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第4、議案第50号「専決処分の報告及びその承認について（専決第9号 川俣町税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） 議案第50号、専決処分の報告及びその承認について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

記

専決第9号 川俣町税条例の一部を改正する条例
平成27年5月1日提出

川俣町長 古川道郎

次のページをお開きください。

専決第9号 川俣町税条例の一部を改正する条例
改正文の読み上げは省略いたします。
平成27年4月15日

川俣町長 古川道郎

ご説明申し上げます。

専決処分の報告及びその承認につきましては、町税条例の一部改正の専決処分について報告し、その承認を求めるものであります。これは、社会保障税番号制度の導入や、地方税法、法人税法等の改正に伴い、地方税法の一部を改正する法律が4月1日に施行されたことにより、川俣町税条例の改正が必要となり、専決処分の方法により、同条例を4月15日に改正し、4月1日施行したものでございます。

改正の主な内容であります。ふるさと納税の簡素化、たばこ税の特例税率の廃止、社会保障税番号制度の施行に伴います既定の整理等でございます。

それでは、配付させていただきました川俣町税条例の一部を改正する条例の概要により説明をさせていただきます。合わせて新旧対照表をごらんください。

資料の1ページでございますが、第31条であります。法人町民税の均等割の税率適用区分を現行の課税基準であります資本金等の額を原則としつつ、資本金に資本準備金を加えたものとするものであります。

続きまして、第36条の2第9項、第51条第2項及び次のページの第63条の2第1項から第139条の3第2項につきましては、個人番号または法人番号等の規定を整理するものであります。施行日は、番号法施行日の平成28年1月1日となります。

続きまして、附則の改正であります。附則第7条の3の2であります。個人住民税における住宅ローン減税制度の適用期限の延長を行うものであります。

続きまして、附則第9条、附則第9条の2であります。ふるさと納税の申告特例についての規定であります。申告特例の申請を寄附先の自治体へ申請することにより、寄附金控除の適用を受けられるふるさと納税ワンストップ特例制度の規定を定めたものでございます。

続きまして、附則第10条の2であります。高齢者の住居の安定確保に関する法律に規定する新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に対して、固定資産税の減額措置を行うわがまち特例の適用を定めたものであります。

続きまして、附則第11条から次の3ページ、第15条であります。宅地等の土地に対する課税について、現行制度の仕組みを引き続き3年延長するものであります。

附則第16条の2であります。紙巻たばこ旧3級品の特例税率を廃止するものであります。

続きまして、改正附則であります。

1条につきましては、施行期日をそれぞれ定めたものであります。

次のページ、4ページをお開きください。第2条につきましては、町民税に関する経過措置をそれぞれ定めたものであります。

次に、5ページ、3条につきましては、固定資産税に関する経過措置をそれぞれ定めたものであります。

次の6ページをお開きください。第4条につきましては、町たばこ税に関する経過措置をそれぞれ定めたものであります。第4条第2項及び第3項につきましては、紙巻たばこ旧3級品の特例税率の廃止に伴い、新税率を段階的に定めたものであります。

次の7ページ、第4項から、11ページ、第14項までにつきましては、手持ち品課税に関する規定を定めたものであります。そのほか法改正に伴います既定の明確化や、不用条文の削除、規定の繰り上げなどを行っております。

以上で、議案第50号、専決処分の報告及びその承認について（専決第9号 川俣町税条例の一部を改正する条例について）の説明といたします。ご審議のほどよろし

くお願いいたします。

○議長（黒沢敏雄君）　これから、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君）　討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君）　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君）　日程第5，議案第52号「羽田産業団地造成工事請負契約の締結について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君）　議案第52号、羽田産業団地造成工事請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結する。

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 羽田産業団地造成工事 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 3 | 工 事 の 場 所 | 川俣町大字羽田字曾利田・八幡丁地内 |
| 4 | 契 約 金 額 | 4 6 4 , 4 0 0 , 0 0 0 円
(うち消費税及び地方消費税 3 4 , 4 0 0 , 0 0 0 円) |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 川俣町字五百田 1 6 番地の 3 0
安齋土木・高橋工業特定建設工事共同企業体
代表者 安齋土木株式会社 川俣支店
支店長 安齋信一郎 |

平成27年5月1日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものである。

ご説明申し上げます。

羽田産業団地造成工事の入札は、平成27年4月27日、特定建設工事共同企業体5社による指名競争入札を実施し、安齋土木・高橋工業特定建設工事共同企業体が4億6,440万円、うち消費税及び地方消費税3,440万円で落札し、平成27年4月28日に仮契約を締結いたしました。

工期は議案の議決の日から平成28年3月31日までとしております。

工事の主な概要でございますが、盛土工約7万2,860立方メートル、のり面工約4,700平方メートル、側溝工約840メートル、調整池1カ所、暗渠排水工約600メートル、また、隣接する町道3路線の道路改良工事につきましては、側溝工約340メートル、舗装工約1,660平方メートルなどでございます。

以上、議案第52号、羽田産業団地造成工事請負契約の締結についての説明といたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒沢敏雄君） これから、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第6、議案第53号「西部工業団地造成工事請負契約の締結について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 議案第53号、西部工業団地造成工事請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結する。

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 西部工業団地造成工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 工事の場所 | 川俣町大字鶴沢字雁ヶ作地内 |
| 4 契約金額 | 1,360,800,000円
(うち消費税及び地方消費税100,800,000円) |
| 5 契約の相手方 | 福島市成川字台田24番地
東信・古俣・高橋特定建設工事共同企業体
代表者 東信建設株式会社
代表取締役 佐久間政文 |

平成27年5月1日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によ

り、議決を求めるものである。

ご説明申し上げます。

西部工業団地造成工事の入札は、平成２７年４月２７日、特定建設工事共同企業体４社による指名競争入札を実施し、東信・古俣・高橋特定建設工事共同企業体が１３億６，０８０万円、うち消費税及び地方消費税１億８０万円で落札し、平成２７年４月２８日に仮契約を締結いたしました。

工期は議案の議決の日から平成２８年３月３１日までとしております。

工事の主な概要でございますが、土工約６５万立方メートル、のり面工約３万５，０００平方メートル、防災工一式、調整池１カ所、側溝工のうちＵ型側溝約２，０００メートル、のり面排水工約２，５００メートル、道路工のうち車道舗装工約６，７８０平方メートルなどでございます。

以上、議案第５３号、西部工業団地造成工事請負契約の締結についての説明といたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒沢敏雄君） これから、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第５３号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（黒沢敏雄君） 以上で、本臨時会に付議された事件は全て終了いたしました。

これをもって、平成２７年第６回川俣町議会臨時議会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

（午前１１時３４分）

本臨時会で可決した事件は、次のとおりである。

議案第 50号 専決処分の報告及びその承認について

(専決第9号 川俣町税条例の一部を改正する条例)

議案第 52号 羽田産業団地造成工事請負契約の締結について

議案第 53号 西部工業団地造成工事請負契約の締結について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 黒 沢 敏 雄

同 署名議員 斎 藤 博 美

同 署名議員 菅 野 意 美 子